

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

館林地区消防組合
管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合規則第 2 号

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年館林地区
消防組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保）

第 1 条の 2 任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健
康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を
確保するよう努めなければならない。

第 12 条第 1 項の表第 13 号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9
歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子」に、「看護」を「看護
等」に、「世話又は疾病」を「世話、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保
健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他
これに準ずるものとして管理者が別に定める事由に伴うその子の世話を行うこ
と又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が別に定めるものへ
の参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。